

# 厚木市トイレ確保・管理計画

令和8年3月

企画部 危機管理課

## 目次

第1章	総論	1
1.1	計画策定の背景と目的	1
1.2	基本方針	1
1.3	計画の位置付け	2
1.4	対象とする災害	2
第2章	現状分析と目標設定	3
2.1	被害想定に基づく避難者推計	3
2.2	災害時における災害用トイレの必要数算定	3
2.3	災害用トイレの備蓄状況と目標に対する充足状況	4
2.4	導入必要数に基づく確保方針	4
第3章	トイレ確保・管理に関する推進体制	6
3.1	庁内各対策部の役割分担	6
3.2	災害協定の締結と運用	7
3.3	意思決定フロー	7
第4章	トイレ確保に関するタイムライン	8
4.1	フェーズ0：発災直後～3時間（自助・共助による即時対応）	8
4.2	フェーズ1：3時間～3日（公助による初動供給）	8
4.3	フェーズ2：4日～長期（外部リソースによる安定供給）	8
第5章	質の確保と避難所運営	10
5.1	安全性とプライバシーの確保	10
5.2	誰もが使いやすいトイレ環境の整備	10
5.3	衛生管理と清掃マニュアル	11
第6章	し尿・廃棄物処理対策	12
6.1	し尿収集運搬体制の確立	12
6.2	下水道管路被災時の対応	12
6.3	汚物廃棄物（携帯トイレ・簡易トイレ）の適正管理	12
第7章	普及啓発と今後の課題	14
7.1	市民への普及啓発	14
7.2	訓練の実施と計画の検証	14
7.3	今後の重点課題とアクションプラン	14

## 第1章 総論

### 1.1 計画策定の背景と目的

大規模災害が発生し、停電や断水、下水道管路の損壊等が生じた場合、避難所におけるトイレ環境の悪化は避けられない課題である。過去の震災においては、トイレの不備や不衛生が原因で、避難者が水分や食事の摂取を控える事態が発生し、エコノミークラス症候群や脱水症状、感染症などが原因となり、「災害関連死」を引き起こす要因となった。

本計画は、厚木市地域防災計画に基づき、都心南部直下地震等の甚大な被害が想定される事態において、避難者の尊厳を守り、公衆衛生を維持することを目的とする。内閣府の「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（令和6年12月改定）」（以下「ガイドライン」という。）に沿って、本市におけるトイレ確保・管理の具体的な指針を定めるものである。

### 1.2 基本方針

排泄は人間の生命維持に不可欠な生理現象であり、その環境を確保することは行政の責務である。トイレの確保・管理は、「命を支える社会基盤サービス」であるとの認識に立ち、全ての避難者が躊躇なく、安全に利用できる環境を目指すものとする。

本計画の目的を達成するため、次の5項目を基本方針として推進する。

#### I 「量」の迅速な確保と供給

発災直後の空白時間を作らないよう、携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレを組み合わせた重層的な供給体制を構築する。

#### II 「質」の確保

女性・子ども・高齢者・障がい者等の多様な視点に立ち、防犯性の向上、プライバシーの保護及びバリアフリー化を目指す。

#### III 庁内横断的なし尿処理体制の確立

トイレの設置から、し尿の収集・運搬・処分までを一つのパッケージとして計画し、衛生環境の破綻を防止する。

#### IV 避難所運営における住民主体の管理体制の支援

避難者自身による自主的な清掃・管理を促すとともに、行政は必要な資機材（消毒液、清掃用具等）を絶やさず供給し、管理体制を継続的に支援する。

#### V 継続的な訓練と啓発

防災訓練を通じた計画の検証と、市民への携帯トイレ備蓄啓発を継続し、地域全体の防災力を向上させる。

### 1.3 計画の位置付け

本計画は、災害時のトイレ確保・管理に関する国のガイドラインや、神奈川県地域防災計画等と整合を図りながら、本市の地域防災計画に基づく実施計画として策定する。

なお、本計画は「厚木市災害廃棄物処理計画」等の関連計画や関連マニュアルと連携を図る。

### 1.4 対象とする災害

本計画は、厚木市に最大の影響を及ぼす「都心南部直下地震（M7.3）」を主たる対象とする。なお、その他の地震動や複合災害においても、本計画の基準を適用し、柔軟に運用するものとする。

## 第2章 現状分析と目標設定

### 2.1 被害想定に基づく避難者推計

本計画の策定に当たっては、「厚木市地震被害想定調査結果(平成31年3月)」において、本市に最大の影響を及ぼすと想定される「都心南部直下地震(M7.3)」の数値を基準とする。

厚木市地震被害想定調査結果(平成31年3月) 避難者数

項目	1～3日目	4日目～1週間	1ヶ月後
避難者数計	18,573人	18,280人	16,209人
うち避難所避難者数	12,072人	11,882人	10,536人
うち避難所外避難者数	6,500人	6,398人	5,673人

### 2.2 災害時における災害用トイレの必要数算定

国のガイドラインにおける基準を踏まえ、災害用トイレの必要数について、次のとおり算定する。

内閣府「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」(抜粋)

市町村は、スフィア基準に沿って

- ・災害発生当初は、避難者 **50人当たり1基**
- ・その後、避難が長期化する場合には、**20人当たり1基**
- ・**女性用と男性用トイレの比率 3：1**
- ・トイレの平均的な使用回数は、**1日5回**

として、備蓄や災害時用トイレの確保計画を作成すること。

#### (1) 災害用トイレの必要基数

フェーズ	算出式	必要基数
災害発生当初	18,573人 ÷ 50基	<b>372基</b>
避難生活期	16,209人 ÷ 20基	<b>811基</b>

#### (2) 災害用トイレの必要回数

想定期間	7日間(発災から物資供給体制が安定するまでの期間)
算出式	18,573人 × 5回 × 7日間 = <b>650,055回</b>

## 2.3 災害用トイレの備蓄状況と目標に対する充足状況

災害時に水洗トイレが使用可能になるまでは、簡易トイレや汲み取りが必要な仮設トイレ等により対処することが想定される。

本市における災害用トイレの現状把握のため、本市の災害用トイレ備蓄から回数を換算する。

現在、本市が保有する災害用トイレの備蓄及び充足状況は次のとおりである。

### (1) 災害用トイレの備蓄状況（令和8年3月現在）

種類	備蓄等数	基数	回数換算
携帯トイレ	69,500 回分	—	69,500 回
簡易トイレ（本体）	—	714 基	—
簡易トイレ（附属物）	75,230 回分	—	75,230 回
仮設トイレ	—	126 基	168,000 回
マンホールトイレ（直結）	—	106 基	—
マンホールトイレ（貯留）	—	34 基	114,222 回
合計		<b>980 基</b>	<b>426,952 回</b>

※ 回数換算については、内閣府「トイレ確保・管理計画：避難所における災害用トイレの必要数算定シート」に基づき算出した。

※ 既に排水機能が確保されている場合は、基数を考慮することとなるため、既設の水洗トイレやマンホールトイレ（直結）は回数換算の対象外とした。

### (2) 災害用トイレの充足状況

#### ア 基数

項目	備蓄数	必要数	充足状況
発災当初	980 基	372 基	+608 基
避難生活期		811 基	+169 基

#### イ 回数

備蓄数	必要数	充足状況
426,952 回	650,055 回	<b>▲223,103 回</b>

## 2.4 導入必要数に基づく確保方針

必要基数については、発災当初及び避難生活期において、簡易トイレ等の備蓄により対応可能となっている。

必要回数についても、災害発生から7日間を想定した場合、不足する状況が見

込まれる。

災害用トイレの基数及び回数確保については、次のとおり整備に努めるものとする。

(1) 携帯トイレ・簡易トイレ

携帯トイレについては、避難所の既設トイレでの活用や避難所外避難者への配布を想定し、必要な数の確保に努めるものとする。

また、「5回×家族の人数×7日分」を目安として市民へ周知啓発し、市民備蓄を推進する。

簡易トイレについては、整備から期間が経っているものについて、順次更新を図っていく。

(2) 仮設トイレ

協定締結団体及び国県等からの救援物資を優先的に要請・確保し、順次避難所へ設置する。また、新たな災害協定の締結を推進し、必要数の確保に努める。

【参考】締結済災害協定（災害用トイレ関係）

協定名	締結日 最終更新日	協定先
災害時等における簡易トイレ等の調達に関する協定	平成 10 年 1 月 17 日	株式会社日東ディード
災害時における雨水等の収集運搬及び仮設トイレの提供に関する協定	平成 19 年 8 月 21 日 平成 24 年 10 月 1 日	公益財団法人厚木市環境みどり公社
災害時における仮設トイレの設置協力に関する協定	令和 6 年 8 月 6 日	日野興業株式会社

(3) マンホールトイレ

指定避難所である小中学校に、防災井戸を活用した災害用水洗式マンホールトイレ（貯留槽式）を順次整備する。

### 第3章 トイレ確保・管理に関する推進体制

災害時におけるトイレ対策は、物資の調達、下水道インフラの維持、し尿の収集運搬、避難所の衛生管理など多岐にわたる。これらを迅速かつ円滑に遂行するため、次のとおり各対策部等の役割分担を定め、平時からの連携および発災時の即応体制を構築する。

#### 3.1 庁内各対策部の役割分担

本計画に基づく各対策部の具体的な役割分担は次のとおりとする。

対策部名	主な任務と具体的なアクション
災害対策部【統括】 (本部事務局・庶務班)	<ul style="list-style-type: none"><li>・本計画の全体統括及び進捗管理</li><li>・携帯トイレ、簡易トイレ等の備蓄調達及び避難所への配送調整</li><li>・民間事業者等との災害協定の締結、調整</li></ul>
環境農政対策部 (環境・給水班)	<ul style="list-style-type: none"><li>・仮設トイレ等からのし尿収集運搬計画の策定とルート確保</li><li>・し尿処理施設の受入体制の維持管理</li><li>・避難所における汚物廃棄物(携帯トイレ等)の適正な収集・処分</li><li>・民間事業者等との災害協定の締結、調整</li></ul>
都市インフラ整備対策部 (河川下水道対策班)	<ul style="list-style-type: none"><li>・マンホールトイレの整備及び資機材の維持管理</li><li>・発災後の下水道管路の被災状況調査及び流下機能の早期判定</li></ul>
市民福祉対策部 (福祉総務班) (避難行動要支援者支援班)	<ul style="list-style-type: none"><li>・バリアフリー、福祉用トイレの仕様選定及び必要基数の集約</li><li>・避難所におけるトイレ環境の福祉ニーズの収集及び要配慮者への個別支援</li></ul>
健康こどもみらい対策部 (保健支援班)	<ul style="list-style-type: none"><li>・避難所における保健指導</li><li>・手洗い、消毒方法等の周知</li></ul>

### 3.2 災害協定の締結と運用

災害用トイレ備蓄の不足を補うため、次の民間団体・事業者等と、実効性の高い災害協定を締結し、定期的に連絡体制を確認する。

(1) 供給協定

簡易トイレ・仮設トイレの優先供給及び設置。

(2) 収集運搬協定

し尿の汲み取り及び運搬車両の確保。

(3) 清掃・衛生管理協定

避難所におけるトイレ清掃および衛生用品の供給支援。

(4) 広域連携

防災姉妹都市、近隣市町村等との相互連携および資機材の提供。

### 3.3 意思決定フロー

発災時、各避難所からのトイレ不足等の要請は、避難所担当職員を通じて災害対策本部に集約する。災害対策本部は、本計画の優先順位に基づき、関係部と協議の上、速やかに物資の配送及び仮設トイレの要請を決定する。

## 第4章 トイレ確保に関するタイムライン

災害発生時におけるトイレの確保は、時間の経過とともに変化する避難者の状況やインフラの復旧段階に合わせ、次のとおり段階的かつ重層的に実施する。

### 4.1 フェーズ0：発災直後～3時間（自助・共助による即時対応）

発災直後は、公的な支援が届くまでの間、市民自らの備えと避難所での共助による対応を最優先とする。

#### (1) 携帯トイレの使用と周知

- 災害発生当初は、下水道管路の安全が確認されるまで、既設トイレの利用を禁止し、携帯トイレの使用を徹底する。
- 在宅避難者に対しても、防災無線等を通じてトイレ備蓄の利用を周知する。

#### (2) 既設トイレの安全点検

- 避難所施設管理者及び避難所職員は、校舎内避難場所等の既設トイレの配管損壊、漏水、下水道の逆流等の有無を点検する。
- 安全が確認されない限り既設トイレの利用を禁止し、バケツ等による無理な洗浄による二次被害（建物の汚損や悪臭発生）を防止する。

### 4.2 フェーズ1：3時間～3日（公助による初動供給）

インフラ被害の全容が判明するまでの間、市が保有する備蓄を迅速に投入し、最低限のトイレ環境（50人に1基）を確保する。

#### (1) 簡易トイレの設置

- 段ボール製トイレ等の簡易トイレを、施設内の避難場所の近くなど、プライバシーが確保できる室内に設置する。
- 資機材（テント、便座、サイン等）を防災倉庫から取り出し、地域住民と協力して速やかに設営を行う。

#### (2) マンホールトイレの設置

- 指定避難所に整備済みのマンホールトイレがある場合は、優先的に開放する。
- 資機材（テント、便座、サイン等）を防災倉庫から取り出し、地域住民と協力して速やかに設営を行う。

### 4.3 フェーズ2：4日～長期（外部リソースによる安定供給）

避難生活が長期化するフェーズでは、生活環境の質を向上させるため、質の高いトイレ環境（20人に1基）の確保を目指す。

- (1) 仮設トイレの広域調達と追加配置
  - 災害協定に基づき、締結事業者から仮設トイレを調達する。この際、洋式タイプを優先的に発注し、避難者の身体的負担を軽減する。
  - 避難所等からのトイレニーズの情報収集に努め、必要となるトイレを確保するとともに、道路啓開状況等を鑑みた設置・配送ルートを検討する。
- (2) 女性専用エリアおよびバリアフリーエリアの構築
  - 女性専用トイレについては、男性用エリアから物理的に距離を置いた場所に集約し、目隠しフェンスや照明を設置して安全性を高める。
  - 車椅子対応の広口仮設トイレや、オストメイト対応ユニットを福祉避難所及び大規模避難所へ重点的に配備する。
- (3) し尿等廃棄物収集体制の本格稼働
  - 汲み取り事業者と連携し、仮設トイレ等の汲み取り及び廃棄物の収集運搬ルートを確立する。

## 第5章 質の確保と避難所運営

避難所におけるトイレ環境は、避難者の精神的負担や健康状態に直結する。本市は、「暗い・汚い・怖い」といった従来の避難所トイレの課題を解消し、誰もが安心・安全・快適に利用できる「質の高い」トイレ環境の確保に努める。

### 5.1 安全性とプライバシーの確保

トイレにおける犯罪の防止と、利用時の精神的ストレス軽減のため、次の基準を徹底する。

#### (1) 男女別の完全分離と動線確保

- 女性用トイレの設置数は、混雑緩和と待ち時間の短縮を図るため、男性用の3倍（比率 1：3）を確保する。
- 男性用エリアと女性用エリアを物理的に分離し、入口が直接視線に入らないよう配置する。また、トイレの入り口には明確な識別サイン（ピクトグラム等）を掲示する。

#### (2) 防犯対策と夜間照明

- トイレの周囲及び通路には、夜間でも足元と周囲が確認できる照度を確保するため、投光器、LED ライト等の夜間照明を設置する。
- 死角となる場所へのトイレの設置を避け、必要に応じて、避難所運営委員会等による「見守り・巡回」を実施する。

### 5.2 誰もが使いやすいトイレ環境の整備

高齢者、障がい者、乳幼児連れなど、多様なニーズを持つ避難者に配慮した環境を整備する。

#### (1) バリアフリー化

- マンホールトイレ及び仮設トイレの設置にあたっては、段差を解消するスロープを設置するなど、車椅子利用者が自力または介助により利用できる環境を整える。
- 高齢者等の身体的負担を軽減するため、洋式トイレを優先的に備蓄・調達し、活用する。

#### (2) 多様性への配慮

- 障がい者やオストメイト、介助が必要な避難者に配慮し、「多機能トイレ（誰でもトイレ）」を、避難所ごとに最低1基は確保するよう努める。
- 言葉が通じない外国人の方やパニック状態にある方でも直観的にトイレの場所や使い方が分かるよう、図解等を用いた案内を掲示する。

### 5.3 衛生管理と清掃マニュアル

感染症の拡大を防ぎ、清潔な環境を維持するため、住民参加型の管理体制を確立する。

#### (1) 「衛生担当」の組織化

- 避難所運営委員会内に避難者主体による「衛生担当」を組織する。市は、トイレの衛生環境に配慮し、トイレットペーパー、清掃用具等の消耗品を不足なく供給するよう努める。

#### (2) 清掃・消毒の徹底

- 1日最低1回の定期清掃を行い、特にドアノブ、便座、洗浄レバー等の不特定多数が頻繁に接触する箇所にアルコール消毒を実施する。
- ノロウイルス等の感染症発生時には、保健師等の指導に基づき、特別な消毒措置を実施するなど、衛生環境の確保に努める。

#### (3) 掲示物による普及啓発

- 正しいトイレの使い方や清掃の手順、手洗いの徹底を促すポスターを、図解等を用いて掲示し、利用者全体の衛生意識を向上させる。

## 第6章 し尿・廃棄物処理対策

トイレ環境を維持するためには、設備の設置だけでなく、発生したし尿及び廃棄物を滞りなく収集・運搬・処分する「出口戦略」の確立が不可欠である。

本市においては、環境主管部と防災主管部が連携し、次のとおり処理体制を構築する。

### 6.1 し尿収集運搬体制の確立

仮設トイレの汲み取り及び下水道管路の損壊に伴うマンホールトイレの貯留運用に備え、次のとおり収集体制を整備する。

#### (1) 優先収集ルートの事前設定

- 環境主管部は、主要幹線道路の被災想定に基づき、各避難所からし尿処理施設（衛生プラント）に至る「緊急し尿収集ルート」を事前に設定する。
- 道路啓開の優先順位と連動させ、バキューム車が滞りなく避難所に横付けできる動線を確保する。

#### (2) 収集運搬事業者との連携強化

- 災害協定に基づき、市内のし尿収集運搬事業者に対し、発災直後の車両及び人員の優先投入を要請する。
- 市内のし尿収集運搬事業者との連携強化に加え、広域的な相互応援体制や業界団体との協力関係を構築する。

### 6.2 下水道管路被災時の対応

国土交通省のガイドラインに基づき、下水道管路の被災状況に応じた柔軟な運用を行う。

#### (1) 管路損傷時の貯留運用

- 下水道管路が被災し、流下不能となった場合は、簡易トイレやマンホールトイレ（貯留式）を利用する。この際、マンホールトイレの便槽内の貯留量を定期的に監視し、溢水が発生する前に環境主管部へ汲み取りを要請する。

#### (2) 下水道への放流判断

- 下水道への二次被害（汚水の溢水、地下汚染等）を防ぐため、下水道管理者の点検結果に基づき、流下機能が確保されている場合は、排水バルブを開き、下水道へ接続放流する。

### 6.3 汚物廃棄物（携帯トイレ・簡易トイレ）の適正管理

携帯トイレや簡易トイレの使用により発生する汚物袋は、通常の廃棄物とは

異なる「防疫上のリスク」を持つものとして取り扱う。

(1) 避難所内一時保管場所の選定

- 汚物廃棄物の保管場所は、居住エリアから十分に離れ、かつ車両による搬出が容易な屋外の指定場所とする。
- 保管場所には「汚物専用集積所」である旨を明示し、一般ごみとの混入を徹底して防ぐ。

(2) 防臭・防虫および飛散防止策

- 汚物袋は、消臭・防菌効果の高い専用袋の使用を推奨する。
- 集積場所には、悪臭や害虫の発生、鳥獣による被害を防ぐために必要な措置（防臭袋の使用やシートによる被覆、又は適切な保管容器の設置等）を講じ、衛生状態の悪化を防止する。

(3) 迅速な収集と処分

- 環境主管部は、避難所からの要請に基づき、感染症予防の観点から汚物廃棄物を「燃やせるごみ」として優先的に収集し、速やかに焼却処分を行う。

## 第7章 普及啓発と今後の課題

本計画の実効性を高めるためには、行政による整備だけでなく、市民の「自助」及び地域コミュニティの「共助」との連携が不可欠である。本市は、本計画を継続的に点検・修正し、災害時トイレ対策のさらなる高度化を目指す。

### 7.1 市民への普及啓発

避難所のトイレ負荷を軽減し、公衆衛生を維持するため、市民一人ひとりの「家庭内備蓄」を推進する。

#### (1) 「携帯トイレ」備蓄啓発

- 「5回×家族の人数×7日分」の携帯トイレ備蓄を、市民の「標準備蓄」として周知する。
- 市内イベントや防災訓練での実物展示・体験、広報あつぎ、ホームページ、SNS等を活用した情報発信を継続的に行う。

#### (2) 在宅避難を想定した「トイレ環境の事前準備」

- 断水・停電時でも自宅の便器を安全に活用する方法（ビニール袋と凝固剤の併用、配管確認の重要性等）を、チラシ、パンフレット等で分かりやすく解説する。

### 7.2 訓練の実施と計画の検証

計画の課題を早期に発見し、計画へ反映させるための仕組みを構築する。

#### (1) 実証訓練の実施

- 総合防災訓練等において、避難所運営委員会と連携した「簡易トイレ・マンホールトイレ設営・管理訓練」を実施する。
- 訓練では単なる組み立てだけでなく、清掃当番の割り振りや、バリアフリースロープの設置、サインの掲出までを一連の動作として確認する。

#### (2) 定期的な棚卸しと協定の再点検

- 備蓄している携帯・簡易トイレの有効期限を定期的に点検し、計画的な更新を行う。
- 災害協定締結先（仮設トイレ事業者等）との連絡網を年1回以上更新し、発災時の即応性を維持する。

### 7.3 今後の重点課題とアクションプラン

令和8年度以降、中長期的に取り組むべき事項を次のとおり定める。

#### (1) 「厚木型トイレユニット」の導入検討

- 清掃具、サイン、夜間照明等をあらかじめ1つのコンテナにまとめ、迅

速に展開・配送できるユニット型備蓄の導入を検討する。

(2) デジタル在庫・清掃管理システムの活用

- 各避難所のトイレ充足数や汲み取りの必要性、清掃状況を、庁内の災害対策本部とクラウド上でリアルタイムに共有できるシステムの運用を目指す。

(3) 多様なニーズへの更なる適応

- 性的マイノリティ（LGBTQ+）への配慮や、乳幼児を持つ保護者のニーズ（おむつ交換台の増設等）に基づき、トイレの仕様・配置を適宜アップデートする。